

【自宅療養中の災害時の避難のお知らせ】

新型コロナウイルス感染症で自宅療養中の方へ

新型コロナウイルス感染症の発生がみられる中、災害時の避難が必要な場合について、感染防止に十分に配慮した対策が必要となります。

このため、新型コロナウイルス感染症で自宅療養中に避難が必要になった場合についての対応についてお知らせします。

① 災害時の避難については、**早め早めの対応が必要です。**

自宅療養中のお住まいが、災害発生時に危険な地域であるかどうかを確認いただき、**事前の避難が必要な場合は保健所にご連絡ください。**

* 京都府マルチハザード情報提供システム

[京都府マルチハザード情報提供システム | 位置選択 \(pref.kyoto.jp\)](http://pref.kyoto.jp)

⇒ 台風の進路予想等により、お住まいの地域で災害発生の恐れがあるときは、**前日までに宿泊療養施設（ホテル）に避難していただくことができます。**

※1 宿泊療養施設に避難していただけるのは、療養者のみです。

※2 宿泊療養施設への移動は、原則として京都府で手配したタクシーを利用していただきます。

※3 災害発生当日の避難には対応できませんので、ご留意願います。

宿泊療養施設（ホテル）への避難についての連絡先

○ 京都府南丹保健所 0771-62-4751

② お住まいの市町から避難情報（高齢者等避難、避難指示など）が発令された場合

お住まいの市町からの避難情報（高齢者等避難、避難指示など）により避難が必要になった場合については、**感染拡大防止のため、市町が設置する地域の避難所は利用しないで、自宅療養者の方に向けて市町村が指定する避難所を利用することとなります。**

お住まいの市町に電話し、避難先や避難するための連絡事項を確認の上、指示に沿って避難してください。

避難所の開設には準備が必要となります。予測のつく場合は、事前に避難意向を各市町に連絡ください。

○ 亀岡市 自治防災課 0771-22-3131（代表）

○ 南丹市 福祉保健部保健医療課 0771-68-0016

○ 京丹波町 総務課 0771-82-3800